

令和5年度 第1回

江東区地域福祉計画推進会議

令和5年8月28日（月）

江東区役所7階 第71～73会議室

午後 1 時 30 分開会

1 開会

○福祉課長 定刻になりました。本日はお忙しい中、当会議に御出席くださいます、誠にありがとうございます。私は、事務局を務めます、江東区福祉部福祉課長の山崎です。よろしくお願いいたします。

ここからは着座にて進めさせていただきます。

まず初めに、資料の確認をいたします。本日の資料につきましては、事前にお送りしておりますが、お持ちになっておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。資料の確認でございますが、一応お手元には資料 1 から資料 7 までの資料と、7 種類の資料、あと意見シートがございます。もし不足等があるようでしたら、後ほどでも結構ですので、職員までお申しつけください。また、この会議は公開が原則となっておりますため録音を、また、記録のため一部写真撮影をさせていただきますので、御了承願います。

本日は、3 名の委員にズームで参加をいただいております。また、本日、稲見委員、河野委員、福島委員、吉野委員より欠席の連絡をいただいております。本日の会議では、2 名の傍聴の方がいらっしゃいます。

次に、本日の会議運営について、ズームで御参加の委員にお願いです。通常マイクはオフにさせていただき、御発言の際に手挙げサインをクリックしてください。副会長より指名されましたら、マイクをオンにして御発言をお願いいたします。御発言はゆっくりとはっきりとお願いいたします。

続きまして、今年度新たに着任しました職員を紹介いたします。7 月 1 日付で福祉部長に着任した炭谷より、一言御挨拶をさせていただきます。

○福祉部長 皆様、こんにちは。福祉部長の炭谷でございます。

今、事務局から御紹介いただきましたように、年度途中 7 月 1 日ということで異動してまいりましたけれども、前職が都市整備部長でまちづくりを所管しておりましたけれども、その前がこども未来部長でして、ちょうどそのとき、この地域福祉計画の策定が始まったときでございます。私は、こども未来部長としてこの計画に庁内で策定

に関わらせていただいたところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、この地域福祉計画でございますけれども、皆様御案内のとおり、基本方針1におきまして、地域のつながり、それから行政のつながり、地域と行政のつながり、この3つのつながりをつくるということとしてございます。これをしっかりと実現充実させていくことが非常に重要なわけでございますけれども、その1つとしまして、本日の議題にもございますけれども、江東区としては、地域のつながりにおいて重要な役割を担います社会福祉協議会と、これまで以上に連携し取り組んでいきたいというふうに考えてございます。また、現在、社会福祉協議会においては、新たな地域福祉活動計画を策定しておりまして、この計画とも、本区としては連携を取って様々な取組を進めていきたいと考えております。

本日の推進会議では、昨年度、皆様と一緒に本計画の評価方法を検討させていただきました。今年度より、実績に基づく評価を行ってまいりたいと考えております。計画の進行管理や取組等に対して、委員の皆様方から様々な御意見を頂戴しながら計画の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ぜひ皆様のお力をいただきまして、共に一緒によりよい社会づくりを実現したいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長 続きまして、今年度より新たに創設した福祉課地域福祉推進担当係長の江口でございます。

○地域福祉推進担当係長 江口です。よろしくお願いいたします。

○福祉課長 事務局からの連絡事項は以上となります。

ここからは、長倉会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、令和5年第1回江東区地域福祉計画推進会議を開会いたします。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議題

(1) 江東区地域福祉計画に係る事業の取組状況について

○**会長** それでは、早速議題に沿って進行させていただきます。

会議次第を御覧ください。議題1、江東区地域福祉計画に係る事業の取組状況について、事務局より御説明をお願いいたします。

○**福祉課長** それでは、福祉課長より、議題1、江東区地域福祉計画に係る事業の取組状況について御説明いたします。

お手元の資料の資料1を御覧ください。

ページを1枚おめくりいただきまして、1ページでございます。

まず、本計画の進行管理方針につきましては、昨年度に委員の皆様にご議論いただいた内容から変更はありません。3つの基本方針と10の施策、19の取組方針に基づき、各取組を推進してまいります。

3ページを御覧ください。

本計画の推進のために、江東区地域福祉計画推進会議を設置し、御意見などをいただきながら進行管理を行い、基本理念の実現を目指していくものです。

続きまして、5ページを御覧ください。

ここから32ページまでは、19の取組方針に基づく区及び社会福祉協議会で行った事業について、令和3年度と令和4年度の実績を掲載しております。数値化できるものは数値で表しておりますが、本計画では、数値目標を定めているものではありません。本計画の基本理念を実現するためには幅広い取組が必要であり、区と社会福祉協議会が連携して、様々な取組を行っていくことが重要であります。そのためには、区と社会福祉協議会において、どのような事業を行い、どのような取組を行っているか、その内容を委員の皆様にご知っていただき、様々な立場から御意見等を頂戴したいというふうに考えてございます。時間の都合上、全ての取組を紹介することはできませんが、一部抜粋して、取組例とその取組状況を御説明いたします。

まず、お開きいただいている5ページを御覧ください。

取組方針1-1、①のナンバーの3番目、サロンの充実につきましては、交流会の開催などにより、コロナ禍におけるサロン活動の取組の工夫を共有し、自粛傾向にあ

った活動の再開を図ったところでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

取組方針1-3、③のナンバー1、社会福祉協議会の支所の整備でございます。詳細は後ほど御説明いたしますが、こちらは令和5年度の開設を目指し、関係所管と調整を行った結果、令和5年7月に1か所目の開設に至っております。

11ページを御覧ください。

取組方針2-2の②のナンバー1、区と地域との相談窓口の連携強化につきましては、長寿サポートセンターや地域福祉コーディネーター等と区との連携を図っているところでございますが、こちらにつきましては、今後もさらに強化していかなければならない部分と認識しております。

12ページを御覧ください。

取組方針3-1の①ナンバー1、地域福祉活動の立ち上げ支援ですが、コロナ禍の影響による停滞した地域活動の再開に向けた相談が複数寄せられ、他地域の取組の工夫や事例を紹介するなど、伴走支援を行いました。

15ページを御覧ください。

取組方針5-1の①ナンバー1、地域連携ネットワークの検討につきましては、令和4年度中に中核機関の機能等を検討し、令和5年4月より社会福祉協議会へ中核機関の設置に至っております。

23ページを御覧ください。

取組方針8-1の③ナンバー2、多言語パンフレットの作成・配布につきましては、令和5年3月に江東区多文化共生推進基本方針を策定し、各所管課の役割として、外国籍区民が理解しやすい案内や書類の作成、外国籍区民に向けた施策の検討を明記いたしました。

24ページを御覧ください。

取組方針8-2の②ナンバー1、地域の支援団体等との情報共有の仕組みの検討につきましては、個人情報保護しつつ、地域で活動している団体の力を活用する方策について今後も検討を続けていかなければならない全庁的な課題というふうに我々は受け止めてございます。

29ページを御覧ください。

取組方針9-3、①のナンバー1、伴走型支援やアウトリーチ型（訪問型）支援等の検討につきましては、地域福祉コーディネーターを増員するための人件費や活動拠点の整備費用を予算化して、社会福祉協議会の活動を区としてバックアップしてございます。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りますけれども、すみません、私がズームで参加させていただいているので、会場での皆さんの御様子が、挙手とかちょっと見えづらいので、ここからの進行は岡田副会長にお願いしたいと思います。岡田先生、よろしく願いいたします。

○副会長 承知いたしました。それでは、代わって進行をさせていただきます。

ズームで参加の委員の皆様も、御意見ありましたら挙手をお願いいたします。今、地域福祉計画、これが地域福祉推進の地図になるものですが、分野横断的に、推進状況をこうして全容を示す資料として出させていただいています。この資料自体が、この地域福祉計画の1つの成果にもなってきますが、先ほど事務局から説明ありましてしており、この事業の全容を知っていただき、各お立場から御意見をいただきたいということでしたので、どうぞつくばらんに、ぜひ御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。ぜひ、どなたか口火を切っていただきたいのですが。

今回、こういう形で、事務局も資料をまとめていくのも初めてでしたよね。逆に、まとめる中で気づいたことですか、かなり調整は大変だったと思うんですけども、そこで見えてきた課題というのはどんなものだったのかというのもお聞かせいただきたいんですけども。

○福祉課長 では、福祉課長よりお答えいたします。まず、資料をつくる上で、実際、各それぞれの所管、どこで何をやっているかというのを全て我々でも把握していなかったもので、全ての所管にこちらのほう、資料を投げかけて、成果ないしあるいは逆に数値化できているもの、成果として上がっているものに関しては、言い方はあれですけど、結構すぐにこちらのほうに回答のほういただいている部分はあるんですが、やはり課題とは認識していてもなかなか数値化できないもの、事業化がなかなかやりづ

らいものに関しては、回答をしていただきづらい、要は回答すると我々がこのまま取り組んだりとか、こういった委員の皆様からこれをやるべきじゃないと言われて、自分たちでもやらなきゃいけないんじゃないとか、そういったことも裏にあるのかなと思うんですが、そういったことから、なかなか取組状況について、やっていないものに関してはなかなか出てきづらかったのですが、ただ、所管とも話させていただいて、今考えていることとか、まだ数値にも出ていないけれども、どういうことを考えながらやるんだと、そういうことを、数値が入っていない部分には書かせていただくような形になっております。その辺が若干苦勞した部分かと考えております。

○副会長 ありがとうございます。数値化できない部分が大事で、また課題だと言ってしまうたら取り組まなきゃいけないと、まず、その構えを解くところから始めなければいけないというのが、連携の最も本質なのかと聞いていて思いました。いかがでしょうか。皆さんも、ここで御発言されたことがこれからの連携の一步になっていくということですので、ぜひ、お気づきのところを教えてくださいと思いますが。では、臺委員、お願いいたします。

○委員 御苦勞さまで。これだけまとめているのは大変だと思いますけども、まず、19ページの災害時要配慮者の対策の推進の項目で、③の1、避難行動支援プランの推進のところでございますが、確かにさっき課長が、数値的には、目標というのはあまり掲げていないという話ですけども、令和3年のときには1万1,180、4年が9,680、今、締め切ったんですか、支援の対象者を。今年度は締め切ったと思いますけども、このところでちょっと減っているということは、やはり要請というんじゃないですけど、上がってこなかったという理解でいいんですか。だんだん、結構独り暮らしとか増えてきていると思うんですけども、ちょっとその辺、どんな議論が区内であったか、教えてください。

○副会長 では、御説明お願いします。

○福祉課長 ありがとうございます。福祉課長です。こちら、避難行動支援プランの推進で、避難行動の支援事業ということで、こちらの数値、R3年度の1万1,180からR4年度の実績9,680ということで、個別計画といって、何か災害時に避難の支援をしてくださいというふうに手を挙げた方、その方の中で、主に災害協力隊の方々に、そ

の方の個別避難計画をつくってもらっていた件数です。こちらのほうは、この個別避難計画をつくることに関しては、随時受け付けというか、そういった申出は受けてはいるんですが、3年に一度、この名簿自体、この元となる名簿の見直しを行っておりまして、ちょうどそれが今年度に当たるんですが、当時つくっていた状況から、高齢の方とかが結構多いもので、実際に亡くなられた方がいらっしゃったりとか、あるいは他の地域に引っ越された方、そういった方がいて若干減りつつあるという状況がございます。

なので、数値について減っているというのはそういったことも考えられるのかなと思っておりまして、3年に一度の今、委員おっしゃったように、更新の時期が今年度行っておりますので、その更新を経て、さらにまたつくってくださいと手を挙げた方たちの名簿を災害協力隊の方たちに御提示して、また新たにつくられると思いますので、もしかすると、来年以降は少し増えていくのかと考えているところです。

以上です。

○委員 ありがとうございます。

○副会長 臺委員、ありがとうございました。この災害時要配慮者、名簿がどう使われるか、見守り活動にも関わってくるものですがけれども、これは災害時だけでなく平時の見守りに直結すると考えますと、社会福祉協議会に委託をしている見守り活動と連動させてもっと深めていくというのも、1つの切り口として出てくるのかなと聞いていて思っていました。このように、どんどん皆さん方からの意見で全体をつかんで、また見直しにつなげていきたいと思いますので、御意見いただければと思います。いかがでしょうか。では、秋山委員、お願いします。

○委員 秋山でございます。8ページ、取組方針1-3、身近な相談支援体制の充実ということで、高齢者、障害者、子ども、保健等、いろいろ分かれておりますけれども、今回、また後で出てくると思うんですが、社会福祉協議会が、支所といいますか、そういった形で出先機関をつくったと。前から言っているように、いろいろな形でワンストップでいろんな相談ができる体制の充実ということが非常に望まれていると思うんです。これはこの階へ行ってください、これはあの階へ行ってくださいという形になるんじゃなくて、この総合相談受付みたいな形の機能というものを、ま

ず一義的に充実させていく必要があるのかなど。その上で、どのような形のそれぞれに合ったケアをしていくかということが重要だと思いますし、また、それを理解した上で、新しく社会福祉協議会の出先機関、そういったことも考えられているんだろうというふうに思いますので、その点をますます充実させていっていただきたいと、このように思います。

以上です。

○副会長 秋山委員、ありがとうございます。これに関しては、何かありますでしょうか。お願いします。

○福祉課長 御意見ありがとうございます。福祉課長です。こちら、8ページの相談窓口というのは、比較的、私が見ても、年代とかの区別はあるものの、相談窓口というのは、ある意味充実してきているのかなというふうに考えております。ただ、しかしながら、逆にアウトリーチ型のような相談窓口支援というのは、なかなか役所では難しい部分があって、今、そういった部分を社会福祉協議会のほうがカバーしていただいている部分もありますので、その辺をうまく連携しながら取り組んでいければなと思っております。

また、総合案内窓口、総合窓口、相談窓口につきましても、いろんなカテゴリー、福祉分野ですとか区民課の住所異動の分野とか、そういったところでも議論をされているのですが、結構難しく、課題というふうに考えていて、我々も継続的に検討はしているんですけども、難しいなというのが、今の率直な意見でございます。本当にありがとうございます。

○副会長 では、古川委員も補足をお願いします。

○委員 社会福祉協議会の古川と申します。今事務局のほうから説明あったとおりにんですけども、今回、後で説明しますけども、地域拠点の第1号という形でサテライトをつくったんですけど、区のほうの御配慮をいただきまして、地域福祉コーディネーターを増員することができました。目指すものというのは、地域の身近な相談を、今御指摘のような、ワンストップというか、いわゆるよろず相談のまず第一義的な窓口になりたいというふうに思っています。我々がまずキャッチして、地域課題をキャッチしたのを区、それからほかの関係団体のつなぎをやっていきたいというふうに思

っております。

まだまだ道半ばのところではあるんですけども、そういったことをぜひ強化してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○副会長 古川委員、補足ありがとうございます。では、挙手がズーム上で挙がっています。長倉委員長、お願いいたします。

○会長 先ほど、8ページの取組方針1-3の、いろんな分野で窓口があって、相談窓口の充実を図りますというところで、ワンストップサービスという形で、どこかに相談に行けば全てが解決するという方法がいいということが御意見として出ていて、まさにそのとおりだとは思んですけども、物理的に1か所というわけにいかないの、私、先ほど御質問しようと思っていたんですけど、24ページの、方針8-2の②の情報共有の在り方の検討を踏まえ支援団体等の連携を推進しますというところで、どこか本当に区民の方がいろんなことをお分かりじゃなくて情報がなかなか入らないとか、福祉関係のサービスについて御理解をまだ十分に提供していないというような状況であったとしても、どこか施設、機関に行けば適切などころにつないでもらえるというような、地域包括ケアシステムみたいな形で連携が含まれていれば、ワンストップに近いような形は取れるんじゃないかなと思うんです。

そういう意味でいうと、この②のところ、個人情報保護に配慮しながら、各課で共有の仕組みを継続して、より効果的な在り方を検討していくというふうに書いてあるんですけども、具体的に検討はどこまで進んでいて、どういう状況なのか。つまり、ワンストップに近いような状況が取れるような連携の体制に持っていけるのかというところをちょっとお伺いしたいと思います。

○副会長 では、事務局よりお願いいたします。

○福祉課長 会長、ありがとうございます。福祉課長でございます。なかなか目に見える形、これをやればすごく連携がよくなるというのはなかなか簡単にはいかない部分があって難しいかなと思うんですが、議題の2番目で御説明させていただくんですが、我々庁内に関しましては、庁内の福祉連絡会議を開催しております、そういった中で、今回は事例も出させていただいたんですけども、そういったところも使いな

がら、例えば高齢者関係のところが高齢者以外の部分の相談も入ってきたときに、これをどこにつなげばいいんだろうとか、そういったところを我々の区役所の中でも情報共有をさせていただいて、それがうまくつなげられるようにということで、その一歩として、この福祉連絡会議のほうも昨年度から開催をさせていただいているところです。

以上です。

○会長 区内の、例えば庁舎の中で連携をしていくということもすごく重要だと思うんです。会議を開いていらっしゃるといのはとてもいいことだと思うんですけども、それ以外にも、区内の様々な施設機関ともっと情報交換をする機会を設けるとか、そういうようなことも取り入れていただけると、よりよいかないというふうに思います。

これは、意見として申し上げたいと思います。

○副会長 ありがとうございます。他市では、つながる相談窓口とか、そうやって社会福祉法人や、行く行くは町内会自治会や地域の団体も一緒になって断らない相談を受け付けて、必要なところにつなげていくという、そういうイメージも1つですか、長倉会長の。それを、ですから、1つの、物理的にワンストップ窓口としてつくるといのは一方で必要ですが、全区でみんなが関わられるような、そういう連携協働の在り方というのを考えていくべきじゃないかというところでした。まさに、重層的支援体制整備事業でも強調されているようなイメージだったかなと思います。

続けていかがでしょうか。

私から1つなんですけれども、福祉分野の取組はとても中核として大事ですが、一方で、まちづくり、そういう土地サイドの取組がとても大事だという観点での質問です。

12ページで、取組方針3-1③、ここに、協働の在り方に関して、コミュニティー活動支援事業の枠で中間支援組織を設置しますと。ここは地域振興課が行っていきますと書かれています。これが、従来からまちづくりと福祉サイドの取組が水と油のように交わらないと言われている中で、このまちづくり、コミュニティーの中間支援組織を設置するというのが、今私たちが進めている地域福祉計画の動きと交わらない形で進んでいかないのかというのは、ちょっと心配される場所なんですけれども、こ

このところで、一体どんなことを進めようとしているのか分かればお願いいたします。

○福祉課長 副会長、御意見ありがとうございます。福祉課長でございます。こちらのほうは、地域振興部のほうで主体となって行っておるんですけども、基本的に区民協働事業みたいな、区民と協働して事業を行えるものがないかとか、区民サイド、団体さんも含めてなんですけども、事業の提案があった際などに、直接、江東区とその団体さんが最初からお話をするというものではなくて、一度この社会福祉協議会の中に中間支援組織をつくらせていただいて、そこで一旦、その部分でお話を伺って、ワンステップを踏んでいただいて、それが公共の区の事業としてできるのか、向いているのか向いていないかですとか、逆に区と組まないでもこういうふうにやったらできるんですよみたいなところとか、そういったものを、社会福祉協議会が入ることによってうまくアドバイスなどをしていただいて、その事業者さんなり個人の方なりに対してアドバイスをして、うまく支援につなげていくというようなものでございます。これはたしか今年度から始まっている事業で、目立った成果とかはまだ出ていないのかもしれないんですが、取組をしている最中で、当然事業の中に福祉的な課題を解決する事業とかもあったりする場合がありますので、そういった意味では、我々とも関係してくる部分なのかなというふうに考えています。

○副会長 ありがとうございます。社会福祉協議会が従来行ってきたボランティアセンター、これを拡大する形で、市民活動を支えたり、市民の協働をより促進していく、その動きの中の1つの取組ということですが、理解いたしました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。お気づきのところ御発言いただきたいと思います。では、北島委員、お願いいたします。

○委員 北島です。江東区を取組、すごくたくさんやっていただいて、相談もすごく充実してきていると思います。16ページの、あらゆる暴力の防止というところで、虐待やDV、あと母子等の緊急一時保護事業とか、とても手厚くやっていただいていて、この中で1件特殊な例だと思うんですけども、父子家庭で、小学校のお子さんが、学校のほうに泣きながら来て、そのときは学校のほうの対応がよく、お父さんが亡くなっていたんですけども、何とか大丈夫ということがあったんですけども、父子家庭の

場合、もし学校とかがお休みの日とか、そのお子さんたちがどうなっちゃったのかなとちょっと心配に思っていることもあって、多分父子家庭の場合は経済的には大丈夫な御家庭が多いのかもしれない、見守り対象みたいのからは外れていることが多いかなと思うこともありました。なので、ぜひ、父子家庭についての支援とか相談とか、もしお父さんに何かあったらここに連絡とかいうのをこどものほうに伝えてあげれば、もう少し、また安心なのかなという事例がありました。

それは要望という感じなんですけど、もう1点なんですけど、一番最初の5ページの、多世代が交流できる場ということで、1番の青少年の居場所づくり、青少年交流プラザの管理運営事業というのがあるんですが、こちらは、前は青少年センターという名前で区の職員さんもいらして、ジュニアリーダーとかもかなり活用していたんですけども、コロナ禍も多分あると思うんですが、青少年交流プラザという名前になって、全然地域には知れていない。それはどこというようなこともあって、部屋の貸出しもあるんですけど、本当に部屋の貸出し業務しかやれていないのかなという懸念もあり、ここを青少年の居場所ということで、もうちょっと宣伝できるような取組があったらいいなと思っています。

以上です。

○副会長 北島委員、ありがとうございます。事務局から、今の御質問、要望にお答えできますでしょうか。

○福祉課長 北島委員、ありがとうございます。福祉課長でございます。まず、最初の父子家庭の部分について、所得がある父子家庭の方、例えばそういったところが盲点になりがちだと思いますので、その辺は今の御意見を所管課、こどものほうですとか教育などの所管にも伝えていきたいというふうに考えてございます。

また、青少年の居場所づくりの部分に関しましては、地元の方からそういうふうに使われているということは、よほど名前の浸透が図られていない。当然、コロナ禍もあったので活動を縮小せざるを得ない部分があったので、ここ数年難しかった部分があるとは思いますが、その前から青少年交流プラザになっていますから、その辺も含めて、所管のほうにもきちんと伝えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○副会長 では、古川委員、補足をお願いします。

○委員 ちょっと補足させていただきます。私、ちょうど金曜日に訪ねてきたんです。サテライトの職員を連れて、青少年交流プラザに行ってみりました。いろんな意見交換をしてきまして、実際にはかなり戻っていて、こどもさんたちたくさん来ていて、部屋貸出し、それからこどものひきこもりだとかの対応とか、相談員なんかも会いまして、居場所も拝見してまいりました。

何で行ったのかというと、当然サテライトをつくったので、これからそういった交流、連携を進めたいと思って行ったんです。その中で、例えば居場所については、地域で、民間というか、ボランティアさんがやっている。例えば具体的に言うと大島三丁目にたまりばどんぐりさんというところがあります。あと、ちょっと離れますけど、砂町よっちゃん家、今日、吉野さんは休みですけども、そういったこどもさん多世代が集まれる場所だったり、勉強したりとか学習したり、いろんなことをやっているんです。そういったところの情報提供をしながら、そういったことも連携して進めたいということでやってきましたので、認識として、知られていないという部分もあるかもしれないんですけども、結構にぎわっていたという印象でございます。

以上です。

○副会長 古川委員、補足ありがとうございます。今の北島委員の御発言は本当に大切に、父子家庭の件は、制度のはざまに落ち込んでいる、そういう課題を、ここの地域福祉計画は上位計画の位置づけでしっかり見て、各福祉計画につなげていくという役割ですので、そういう御発言だったと受け止めました。また、青少年交流プラザ、これも場所があればいいというわけではないと。後に続くサテライトの話にもつながってくると思いますけれども、これをどう人が集まって、また対応できる。本当に生きた場にしていくかというのは、ほかの共通する課題でもあるかなと思いますので、御発言、感謝いたします。

そのほか、いかがでしょうか。今日、先に申し上げておきますと、全部で4部構成ぐらいの議題になっておりまして、なかなか時間内で御発言、皆さん全員の御意見を聞くことはできないと思うんですが、意見シートに、ぜひしっかりと各お立場からの感じていらっしゃることを書いていただければありがたいと思います。

また、会議は進行していきませんが、また戻って、この事業に、どうなっているんだろうかと思うこともあるかと思しますので、戻っていただいても構わないということで進めていければと思います。

少し私から話しますと、3つのつながりというのが、地域福祉計画、重要なコンセプトになっています。特に行政のつながり、ここが、この地域福祉計画で、特に皆さんに注目していただきたいポイントになってきます。といいますのも、地域のつながりというところは、今、社会福祉協議会の地域福祉活動計画、こちらのほうで動きをどんどんつくっているわけですので、後の議題の4と5のところでは見えてくるかなと思います。行政のつながりと地域のつながり、双方のつながりができてこそ、地域と行政のつながりというところが、初めて深めていけることになるのかなと思います。その行政のつながりは議題の2、それから地域と行政のつながりは議題の3のところでは触れられていくと思いますので、一旦ここで議題1の質問は閉じさせていただいて、長倉会長にお戻しさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

(2) 江東区庁内福祉連絡会議の開催報告について

(3) 江東区及び社会福祉協議会における連携体制について

○会長 それでは、議題2、江東区庁内福祉連絡会議の開催報告についてと、議題3、江東区及び社会福祉協議会における連携体制については、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○福祉課長 では、福祉課長より御説明させていただきます。

まず、議題2、江東区庁内福祉連絡会議の開催結果について、お手元の資料2を御覧ください。

江東区庁内福祉連絡会議は昨年度から設置したもので、係長級以下の実務者で構成し、複雑な課題に対して各課で連携して課題の解決を図ること、庁内の課をまたいだ横のつながりを強化することを目的としております。令和5年度は、4月25日に第1回を開催したところでございます。参加者につきましては、3に記載のとおり、事務

局含め19の課から24名の職員と、社会福祉協議会から1名の計25名の参加をいただいております。

4の会議の概要ですが、まず(1)社会福祉協議会サテライト城東北部の開設及び地域福祉コーディネーターの活動について周知を図り、参加者の理解を深めて、実務者レベルでの連携強化を図ったところでございます。

それで(2)、今回は具体的な事例について検討して、各課でできること、できないことを整理して参加者へ共有し、意見交換をいたしました。事例の概要については、こちらに記載のとおりで、50代独居の方で障害の疑いがあるが手帳のない方で、家はごみ屋敷の状態、そして入院をきっかけに、病院のソーシャルワーカーのほうから相談があって、地域福祉コーディネーターが関わっていたという事例でございます。

続きまして、(3)の部分ですが、支援を必要とする者に対する区における連携体制について、各課から回答いただいたものを共有いたしました。こちらは、次の議題3で御説明いたします。

5番目として、その他でございますが、参加者から会議についての意見をいただきましたので、その一部を抜粋しております。複数課にまたがる困難事例に遭遇したときの庁内以外の連携窓口がなかったため参考になったですとか、社会福祉協議会の活動を知ることができて勉強になった。あるいは、外部講師を呼んで、連携やつながりなどの課題をテーマに講演してもらうのもいいんじゃないかといった前向きな意見が結構出てきたところでございます。今後も、それぞれ課で抱える困難事例の解決につながるため、参加者にとっても有益な情報の提供や庁内連携の強化の場となるよう、私どもとしては会議を運営してまいりたいと考えてございます。

続きまして、議題3の、江東区及び社会福祉協議会における連携体制について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

こちらは、支援を必要とする者に対して、区及び社会福祉協議会で開催している会議体を一覧にまとめたものでございます。ちょっと字の大きさが小さくて申し訳ございませんが、江東区の地域福祉計画では、包括的な支援体制を構築するための基本方針の1つに、地域のつながり、行政のつながり、地域と行政のつながりの3つのつな

がりづくりを掲げてございまして、その中の、1の区における会議体については、行政のつながりを見える化したものでございます。日常的な担当者レベルでの連携はここには載せておりませんが、本区では、所管分野を超えた行政内部のつながりをこれだけ持っておりまして、複合化、複雑化した福祉的な課題を抱える方への包括的な支援に活用しているところでございます。

4ページを御覧ください。

4ページにつきましては、こちらは2として、社会福祉協議会における会議体をまとめたものでございます。こちらが地域福祉計画の基本方針に定める部分の、地域のつながりや地域と行政のつながりに該当するものを見える化してございます。今後も、これらの会議体を活用しながら3つのつながりづくりに取り組み、区と社会福祉協議会が連携して、包括的な支援体制を構築できるよう努めてまいります。

説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思いますので、岡田副会長、進行のほうよろしく願いいたします。

○副会長 承知いたしました。

では、今の議題の2、それから議題の3、これに関する質疑に入っていきます。御発言ありましたら、挙手でお願いいたします。

議題の2をまず御覧いただくと、庁内のあらゆる部署が集まり、複合化、複雑化した福祉課題に対応する、そういう仕組みをつくったということです。これは、言い換えますと、地域福祉コーディネーター、これが今回前面化してきて、また、それを地域で解決するということが強調されてきています。心配されるのは、そうすると、コーディネーターがやるんでしょう、あるいは地域がやるんでしょうと丸投げにしてしまうという動きが、他の自治体では御散見されてきているところで、そうはしない仕組み、行政も一緒に対応していく仕組みということで、とても大切な仕掛けになっていると思われま。

私から発言させていただきますと、この仕掛けができたことが、まず第一歩だと思います。ただ、こういう複雑困難な課題に対して議論していくとき、同じ目線で議論ができるかという、ただ会議を開いただけでは無理でして、やはり現場のニーズが

見えていないと議論にもならないと思うんですよね。とはいえ、まずは、手をつないで共に動こうとしているという、その第一歩なのかなと思います。ぜひ、地域福祉コーディネーターの方が中心になっているのが今回の会議だったということで、社会福祉協議会の古川委員は御存じですか。このときにどんな場が持たれたのかという実態をお話しいただければと思います。

○委員 社協の古川でございます。この会議、私も傍聴で、傍聴というかオブザーバーという形で出席させていただきました。時間の都合で、事案として、どこにも相談できない事例も1つありまして、それについて、事前に庁内各課で意見調整をしてもらって、どんなことができるかというような回答をいただいたところ、率直に申して、こうだという解決がすぐに見つかるレベルではないんです。ないんですけども、そういったことを庁内各課とも共有できて、コーディネーターとしても従前から関わるどころ、長サポさんだったり、一部保健士さんとか民生委員さんとか関わってはいるんですけど、引き続きそういうところと連携しながら、必要な区との共有も進めていけるといところで認識したというところですよ。

この事案は、ここに出ている事案は、特別というか非常に困難な事案で、支援自体を拒否されていますので、我々としても、無理やり入っていけないというところがある中で、ただ、手帳なども取得していなくて、何かケアをしていかないと非常に命の危険があるという、そういう事案なので、今後も、連携しながら、見守りというのは、伴走型支援はしていきたいというふうに思っています。

その他、ほかの関係各課からもいろいろ参考になる意見がいろいろ出て、今後のコーディネーターの活動に生かせるようにしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○副会長 補足の御説明ありがとうございました。支援を拒否しているとなりますと、専門職、行政だけで解決できないこともあって、そこでインフォーマルな人間関係、地域のつながりが突破口になったりもしますね。この仕掛けが、地域福祉コーディネーターの方が孤立しない、自分たちだけでやらないというところで、心理的な支えにもなっているのかなと受け止めました。ほかの市で、こういう総合相談の機能を1つどんとつくと、やっぱり丸投げが起こって行って、そこの担当の方々がとても孤立

していく。そういう中で、それぞれの関係者が相手の土俵に半歩でも踏み込んでいく、お互いさまの関係になっていく、それを丁寧に、一つ一つの事例を通じてつくっていくことが、本当の包括的な支援体制につながっていく。仕組みをただつくるだけでは、それができないんだ、日常の実践の積み重ねなんだという、そういうことを言われています。

この議題2、今、支援会議のことを御説明いただきましたが、続いての議題の3もとても重要なものです。これは、たしか、前回、長倉会長が御発言されて、このようなネットワーク会議の場が一体どれだけあるのかというのが、一般の区民はもちろん、専門職も全く分からないということで、今回これだけ整理していただいたのは驚きですよ。これだけのものがあるんだと。これは、この表自体が1つの社会資源ですので、ぜひ関係者に周知していただいて、これを使えるようにしていただきたいなと思います。

一歩踏み込んだ発言をすると、こういう会議がいっぱいあればいいわけではなく、果たして機能しているのか、本音で話し合ったり、本当に仲間になれる場として、ネットワークの場として機能しているのかという観点で整理統合をしていくことも、1つここからは目指していくところなのだと思います。それが、包括的な支援体制づくりということの意味なのかなとも思います。

今、議題の2、議題の3、こういう新しい動き、新しい資料を出していただいたわけですが、皆さんも気になるころがあれば、御発言いただければと思います。いかがでしょうか。では、秋山委員、お願いします。

○委員 秋山でございます。今副会長がおっしゃっていたように、これだけ見える化できたということがまず1歩だと思うんです。それで、例えば、私たち里親の代表としてもここにいるわけですがけれども、そうすると、要保護だったり虐待についてだったり、こういうふうに行っているんだということが分かるわけです。それから、子どもたち、例えば学校で、ソーシャルワーカー、そういった人たちがどういうふうに行っているのか。保健所もこういうふう子どもたちのことで相談しているんだというのが見えたわけですよ。ですから、こういうのを、やはり各専門職がそれぞれ知っていただくということが大切で、参加している人たちだけしか知らないからほかに広

がっていないんで、こういったことをちょっと小耳に挟んだけど、これはこういうふうにつないでいけばいいやというような形に思っていただけることが大切かなと思いました。

何しろ会長、副会長の御尽力でこれが見える化できたということはすごくいいことだと思いますので、今後も継続的にこういったことを進めていただき、また、庁内福祉連絡会議ですか、これについても、今回1回目だったようですけども、事例を障害者、こども、いろいろな形で取り上げて、年に何回も行っていただけたらいいなというふうに思います。

以上です。

○副会長 秋山委員、ありがとうございます。この会議を、そうすると、開かれた会議にすることと、随時情報更新して、またさらに周知していただくという、それを望みますということで、ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。田村委員、お願いいたします。

○委員 田村ですが、私は、今、地域福祉の計画会議に出させていただいておりますが、障害の施策の計画会議やこども・子育ての計画会議にも出ているんです。感じるところは、そこが、それぞれの区の大きな方針を幾つかに分けていて、そこで計画会議が出されるんだと思っているんですが、そことの連携はどうなっているのかなと思っているんです。こども・子育てのほうも、かなりこの地域福祉につながる議論がいろいろされているんです。それが、どのように連携されているのかと思いました。と同時に、江東区を代表するそういう計画会議の在り方も同時に知りたいなと思いました。

以上です。

○副会長 田村委員、ありがとうございます。まさに上位計画の地域福祉計画で、各個別の福祉計画、ここと議論が本当につながっているのかという、大きな観点ですよ。今回、議題の最後でしょうか、そこにつながる御質問でしたので、大変ありがたい御質問でした。今、事務局のほうから一言でもいただけますでしょうか。

○福祉課長 田村委員、ありがとうございます。福祉課長のほうからお答えします。

まず、この会議を開く前に、庁内で推進会議というのが当然ございまして、そちら

のほうでも、通常、皆様方の御意見や、こういう方向で地域福祉計画が進んでいるんですよというところを話させていただいています。その庁内推進委員会のメンバーの中に、それぞれの高齢とか子どもとか障害の各課長、あるいは部長とかもメンバーとして入っておりますので、当然地域福祉計画の理念については理解をさせていただいていると思います。

また、今回、副会長からもお話がありました。後で議題に出させていただきますが、ちょうど計画の改定作業をしている2つの計画、高齢と障害分野の計画についての進捗も、こちらのほうでお話をさせていただいて、委員の皆様方の御意見があれば、そちらのほうも各所管で受け止めていただくというような形を、今回取らせていただいているところです。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。なので、各個別会議の議論を私たちの地域福祉計画のほうでちゃんとキャッチしていくことと、ここでの議論を各個別計画のほうにもつなげていくということを一層やっていかなければいけないという、そういうタイミングになっていますので、今回の議題の最後にまたお話が出てくると思います。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、一旦ここで閉じさせていただいて、また次の議題のところに戻っていただいても構いません。全部つながっている議論ですので、そのように進めていきたいと思っています。では、一旦、長倉会長にお戻しいたします。

○会長 ありがとうございます。

(4) 社会福祉協議会サテライト城東北部の開設について

(5) 社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について

○会長 それでは、議題4、社会福祉協議会サテライト城東北部の開設についてと、議題5、社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について、一括して説明をお願いいたします。

○委員 社会福祉協議会の古川です。議題の4について、私のほうから説明させてい

たきます。

資料の4を御覧ください。

サテライト城東北部の設置について御説明いたします。

先ほど何度か出ておるんですけども、なぜこういうサテライトをつくったかというのは、この地域福祉計画の地域のつながりという課題、その中の取組方針の中に身近な相談体制、支援体制を充実させるという、そういう考えの下に、この中で例示として出てくるんですけども、社会福祉協議会の支所の整備だとか、地域福祉コーディネーターの拡充ということが出てくるんですが、こういった考えを受けまして、今回初めて社協の拠点、地域拠点をつくることができました。資料4に記載のとおり、7月3日にオープンしまして、亀戸・大島地域を担当いたします。大島八丁目のマンションの1階、区の施設を借受けまして、そこで、地域福祉コーディネーターが4名常駐しております、そのほかに、別の、コーディネーターじゃないんですけども、職員1名で、合計5名が常駐しております。

具体的に何をやっているかというのは、裏面に詳細に取組を全部書いてあるので、こちらを後でお目通しいただければと思うんですが、時間の都合で、主立ったものだけ説明させていただきます。

表に戻っていただいて、主な取組というところで、まず一番下のところ、下というか、左側のところです。身近な相談がしたいと、身近な相談窓口を設置するというところで、亀戸・大島地域の方にとっては身近にこういった相談窓口ができましたので、来てもらうこともできますし、実際に電話、メール、その他のいろんな形で相談を受けることができます。右側の真ん中に、地域福祉サポーターの活動拠点、地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ活動ということですが、これはこの相談窓口と一体となっているものでございます。相談を受けて実際動くのは地域福祉コーディネーターです。コーディネーターが、こっちに来てもらうことはもちろんあるんですけども、狙いとしては、やっぱりアウトリーチです。地域にどんどん出かけて行って、個別の支援、個別の方を訪問すること、あるいは地域支援です。地域のいろんな活動に対する支援をします。これもどんどん出かけて行ってやっていくと、そういうことの拠点になるんです。それと、地域福祉サポーターというのはボランティアさんなんで

すが、地域のアンテナ役としてコーディネーターと一緒に活動してもらう地域のボランティアさんなんですが、こちらの方々も、活動拠点としてここを使ってもらうということです。

それから、左にちょっと戻ってもらって、ふれあい・いきいきサロンの立ち上げだとか、その下、社協カフェ“みんなの居場所”の開催とか、こちら、社協の自主事業になるんですけども、既にこれはもちろんやっております、やっておるので、より一層強化していこうと。いきいきサロンというのは、地域のサークル活動、自主的な居場所をつくって、地域の方々が集まって活動するものを社協として支援をしております。それから、社協カフェ、これも、今現在、2か月に一遍ずつ、江東区内4エリアに分けて、それぞれ2か月に一遍でやっているんですけど、この社協カフェも今度拠点でもやっていくというつもりです。みんなの居場所という形で、地域の方々が集える場所を目指していきたいと思います。

そのほか、下に書いてある生活支援コーディネーター、これは地域支え合い推進員ですけども、こちらも今回、区のほうで人件費の補助をいただく形で、その所長が、兼務という形ですけど、コーディネーターを置くことができました。あと、下の地域見守り支援事業、こちらは区からの受託事業になるんですが、高齢者の方の町会とか自治会などが受皿になってもらって、地域での見守り活動をする、そういうところの支援をしていくというところでございます。その他、右側の上のところ、ホームヘルプサービス、車椅子の貸出し、愛の杖というところで、これも従前、従前というか今もやっているところですけども、地域により身近なところで、ちょっとしたサービス、電球を変えるとか様々なこと、これは、地域の方に登録してもらって、ボランティアさんが、有料ボランティアという形でもって必要な人にサービスをするという、そういう制度なんですけど、こういったホームヘルプサービス、それから車椅子の貸出し、愛の杖の給付、これもこのサテライトでやっていくという形で、より身近なところでサービスが提供できるというふうに思います。

ちょうど7月の初めにオープンしまして、1か月、まだ2か月たっていないんですけども、我々としては、まずはこれをPRしていこうということで、この2か月近く、とにかくみんな、私も含めて、地域に出て汗流そうということでPRに努めています。

す。地域の長サボさん、亀戸・大島地域の全て行って、連携会議も、1回、来てもらってやったりもしました。先ほど言いましたとおり、子ども家庭支援センターさん、そちらのほうも出かけて行って、連携をしていきたいと思いますという形になったりとか、そのほか、地域のほかのボランティア団体さんなんかも随時訪ねていきたいと思いついて、今後、このサテライトも、事務をしている部分以外のところ、デスク1つに椅子があるんですけど、そこを地域にどんどん活用してもらおうということで、打合せ等に、空いていればどんどん使ってもらおうという形で、それをPRしていきたいと思いついてます。

我々目指していきたいものというのは、先ほど繰り返すんですが、地域で、身近なところで相談をとにかくキャッチをして、それを関係するところにつなげていくということなので、まずは知ってもらうということが大事かと思いついてます。社協のこの事業を知ってもらって、コーディネーターを知ってもらって、何かあったときにコーディネーターにいつでも連絡をいただいて、関係する区の人につなげていくというような、そういう仕組みです。点を線で結ぶ、そんなようなイメージですか。そんなことを続けていって、地域のプラットフォームをつくっていきなというふうな考えで進めております。

説明は以上でございます。

○社会福祉協議会総務課長 続きまして、議題の5、社会福祉協議会江東区地域福祉活動計画の策定について御説明いたします。

社会福祉協議会総務課長の新居です。よろしくお願ひいたします。

資料の5を御覧願ひします。

まず、資料の1の概要につきましてですが、本計画につきましては、令和3年度末に策定をされました江東区地域福祉計画と連携をしまして、地域住民、関係団体等が地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画となっております。具体的には、地域住民等の参画の下、地域課題を明確化しまして、その解決に向けた具体的な行動と役割分担を明示したものとなっております。現行の第4次江東区地域福祉活動計画の計画期間が令和5年度までとなっておりますので、今年度に、令和6年度からとなります第5次計画の策定を現在進めているところになります。

次に、2の基本理念でございます。第5次計画の基本理念につきましては、江東区地域福祉計画と同じで、「一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」としているところでございます。

3の計画の期間につきましては、令和6年度から11年度までの6か年計画としております。

4の計画の推進につきましては、地域の声を聞くために、江東区を5つの圏域に分けて、そこでまちづくり話し合い広場というワークショップのようなものを現在実施をしております。広場に参加をしたメンバーを含め、地域の方と協力しながら計画を推進していくというものでございます。また、策定後も各地域でまちづくり話し合い広場というものを開催をいたしまして、地域の意見を伺った上で、推進評価委員会へ諮って評価を行っていくといった形で考えているところでございます。

5の計画体系図の変更につきましては、第4次地域福祉活動計画の事業体系から、住民や社協の役割を明確化する体系図に大きく変更を予定しております。地域の声を反映する「目指す地域の姿」「活動目標」「個人・地域でできること」「団体でできること」などを掲げまして、地域主体の取組に連携をして、社協でできること、社協に期待することも掲げていきたいと考えているところでございます。

また、6の計画のPDCAサイクルにつきましては、片仮名のイといたしまして、すいません、資料5の2枚目になります。片仮名のイとしまして、第5次計画につきましては、これから社協のほうで開催をします作業部会等で検討することとしてございます。なお、4番で触れさせていただいた、まちづくり話し合い広場につきましては、江東区4つの地区でそれぞれ3回ずつ開催をしております。現在、それぞれ第1回が各地区で終了したところになっておりまして、各会のまとめにつきましては、3ページから10ページまでページとしておつけをしているところでございますので、各地域でこういった御意見が出たかというような形の参考にしていただければと思っております。

簡単ではございますが、議題5の説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。それでは、この件につきまして質疑に入りたいと思いますので、岡田副会長、進行のほう、よろしく願いいたします。

○副会長 承知いたしました。

では、議題4、議題5、併せての御質問、御意見をいただく時間となります。挙手にて御発言いただきたいと思います。では、伊藤委員、お願いします。

○委員 すいません、伊藤と申します。私は、障害のほうの関係で出席させていただいているんですけども、特に知的障害の方はなかなか自発的に発言したりとか、情報をキャッチしたりとか、そういう部分がものすごい苦手な方が多くて、そういう中で、相談のほうも期間がこれから、今回計画で7年というふうに決まったということはすごくうれしく思うんですけど、実際に、例えば社協さんのみんなの居場所とかが、前からやられているということで、知的の方とかがどれぐらい参加しているのかなというのが単純に気になってしまったのと、どうしてもこどもから高齢の方まで、自分の通る道というんですか、そこに関しての議論は多く出るかなと思うんですけど、本当に知的障害だったりとか中途障害とか、そういう方のところが、私自身もどこでどう発言していいのかと難しかったんですけども、なかなか出てこないかなというのがあって、その1例として、社協さんは前からやられているので、参加状況だったりとか、あと、実際の窓口での知的障害の方や中途障害の方の相談状況とか、教えていただければと思います。

以上です。

○副会長 では、これについては、社会福祉協議会の古川委員からお願いします。

○委員 社協、古川でございます。御質問ありがとうございます。社協、みんなの居場所なんですけども、今御指摘の知的障害の方の参加の状況というんですけど、率直に申し上げまして、参加は多世代で別に限定していないんですけど、状況としては高齢者の方が多いです。たまにお子様を連れての方がいらっしゃるんです。これは1つの検討課題と思っています。

1つは時間、場の設定なんですよね。2か月に一遍で平日の水曜日の午前中にやっております。どうしてもそうなってくると、子育て中の方だとか、ましてや障害をいろいろお持ちの方、なかなか参加しづらいというのも十分分かっております。その辺についても課題と思っていまして、我々としては、どういう形が取れるのか、皆さん一緒の形ができるのか、それとももう少しばらけてというか、やる形、その辺どうい

うふうにするかというのは、これから拠点なんかでも、先ほど言いましたとおり、規模は小さい形ですけど、みんなが居場所にできるところをつくっていきたいと思いますので、ここは率直にトライ・アンド・エラーで考えているんです。いろんなことをちょっとやってみて、皆さんの参加者の方の意見を聞きながら、こういうところをもっと工夫して行ってほしいとかいう形で進めていきたいというふうに思います。

ですので、相談に関しても、正直、今のところはいあまり多く寄せられていないというところなんです。それについても、今後、スピーディーに関係機関とつないでいくように努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○副会長 古川委員、ありがとうございます。私も、まちづくり話合いの場に参加して、やはり障害者の事業所の職員の方の参加はあるんですけども、当事者メンバーの方が参加されていないというところで、とてもそこが課題だなと思っていました。ただ、今、過渡期だと思えば、職員がまずはそうした場に出て行って、それから本当に弱さもさらけ出して、みんなが認め合える、そういう共生の文化をつくっていくのは時間がかかることなので、それを今つくり始めようとしている過渡期なんだろうと思っております。異質な主体が出会ってつながり合う、プラットフォームと言われますが、そういう場所を緩いつながりとしてつくっていくことが、1つのこのまちづくり話合い広場の目的であり、また、これをこの計画づくりだけの動きに終わらせず、継続した動きに育てていこうという、その第一歩であると捉えていただければと思います。伊藤委員も、城東の北部ですよ。参加しているのを遠巻きに私も見ていたんですが。ありがとうございます。ぜひ、委員の皆様も、こうした動きの中に入って、それでまたお気づきのことをお伝えいただければと思います。

今の伊藤委員のお話に絡めて、私、また別角度からなんですけれど、このサテライト城東北部のチラシを御覧いただいて、この主な取組、ここに並んでいる言葉が、恐らく私たち福祉関係なじみの方々は違和感なく読めると思うんですけども、一般のというのか、区民の立場からすると、ちょっと近寄りづらい、逆に集まりにくい言葉でもあるのかなと思って見ていました。身近な相談窓口と書いていますが、特に若者世代は、地域を身近に感じられない構造の中に、一生懸命働いて暮らしているという

方にとっては遠ざかってしまうんじゃないかなと思いました。江東区に、ここしばらく関わらせていただいて、文化とか芸術とかまちづくりとか、そういった動きはとっても魅力的だなと思いますので、その要素を入れていくとか、誰もが地域づくりの実験場としてかんでいけるような、そういうふうな動きとして見せていくというのも1つの課題、さっきの当事者の方々がどう入っていくのかという課題と双璧になるような課題だと思うんですけども、それについても、ちょっと考えていければと思いました。

ぜひ皆さんも、今まだまだ走り始めて動き出したばかりの動きですので、多様な観点で意見をいただければと思います。ズームで御参加の、直接指名させていただいて恐縮ですが、横山委員、若い世代、芸術ですとかそういった観点から、どんなことを思うか。この議題に限ってでなくてもいいんですけども、ちょっと御意見いただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○委員 音声途切れぎみで、質問の部分をもう一度お願いしてよろしいでしょうか。

○副会長 今、地域の身近な相談窓口ないし居場所づくりということで、サテライト城東北部、これをまず1か所づくり、これを地域にどんどん展開していきたいという、そういう施策になっています。今、会場から意見が出ましたのは、みんなのといっても、精神の障害者、知的の障害者、様々な方々がいらっしゃるわけで、みんなのといっても、そういう当事者の方々が関わらなければどうなのかという話と、もう一方で、福祉に関係する方々にとっては身近なんですけど、文化とか芸術、まちづくり、そういう要素が足りないんじゃないかですとか、一部の人ではなく、様々な方が、今、地域に身近ではない暮らしを送っている中で、地域づくりに関与していけるような、そういう場づくりはどんなものなのかという、そんなお話でした。

そこで、横山委員のお感じになったことを、お一言でもいただければなというお話でした。

○委員 若者を代表して言うわけではないですが、どうしても若い人だけの仲間内で過ごすということが当たり前であるようになっていて、かと思いきや、共通の趣味を持っている仲間たちとすごい気楽に交流するというのも、ものすごい楽にできてしまっているというのが不思議で面白いところですが、1つ席をつくるというときに考え

ていただきたいのが、この会議自体もそうなのですが、平日のお昼の午後、そういう部分に開催されたところで、働きに出ているとか、学業に専念しているですとか、そういう人が多数ですので、休日、土日にふだんかかわれない人と交流することができるという機会がより豊富にあれば、また何か新しいきっかけとして若者にもアプローチできるのではないかと思います。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。今横山委員からいただいた声は、本当に核心を突いていると思います。平日昼間に開催して参加できるかというのは、全ての地域活動、聞くべき声だと思いますし、今、市場経済の中あるいはネット社会の中で、どんどん気軽にコミュニティーをつくれる中で、そこに触れていく接点は何なんだろうかというところは、昔の考えとはまた違う発想が必要になってきますね。

こういったことを皆さんの御意見からどんどん場づくりのヒントにつながっていくと思いますので、軌道修正しながらつくっていくものであると思います。そのほかいかがでしょうか。では、眞貝委員、お願いいたします。

○委員 私も、副会長さんがおっしゃるように、文化とか歴史とかそういうものというのは非常に大事だと思っておりますし、そういうものを通して、江東区に対して、若い世代の方々が江東区というものに興味を示していただくということが、様々な活動に必要だと思います。

資料5-4の計画の推進において、町会自治会が充実していかなければならないということを実感しておりますし、また、江東区は人口の増加に比べ町会自治会の加入率が非常に減っているんです。ですから、事業の取組状況の7ページなんですけれども、一番上の町会の支援というところで、転入や未加入の方の推進策を講じるということは、江東区としてどういう具体策をしているのかということをお聞きしたいのが1つと、それから次、青少年対策地区委員会のことなんです、委員の学習会を年に1回ということは、どういう学習をされているかというのが、分かる範囲でよろしいのでお聞きしたいと思います。

以上です。

○副会長 今、眞貝委員から、地域づくりの中でも、中心になっている町内会自治会

加入率のことと青少年対策、この2点について御発言いただきましたが、事務局から御発言いただけますでしょうか。

○福祉課長 眞貝委員、ありがとうございます。福祉課長でございます。詳細は私のほうでも把握はしきれていないんですが、こちら記載のとおり、町会自治会に関しましては、今のところは既存の自治会、町会さんへのサポートというのをやっていると思います。ただ、当然コロナ禍もあり、非常に地域のコミュニティーが希薄化しつつあるという、それが加速してしまったという部分もあるので、我々危機感を持って、特に地域振興部中心に、どうしたら盛り返していけるんだろうかというのは検討していると思います。いただいた御意見をお伝えして、またこちらのほうからフィードバックをさせていただきたいというふうに思っています。

青少年対策地区委員会の事業のほうに関しましても同様で、私のほうで、具体的にどういう事業というのは、申し訳ございませんが、把握してございませんので、こちらのほうもお調べして御連絡したいと思います。

以上です。

○副会長 福祉部長、お願いします。

○福祉部長 すいません、補足させてください。まず、昨年度までというか、この7月1日まで、私、都市整備部長でして、この町会加入率の問題というのは、地域振興部だけじゃなくて役所全部、全庁で共有している問題なんです。やっぱり地域の活力の土台となるものだという認識です。

それで、都市整備部のほうでは住宅施策を所管してまして、特にマンション建設です。私どもも各町会様から、どうしても、特にワンルームマンション、造られはした後、特に江東区では、近年、ワンルームマンションのケースが多いんですけど、ここはなかなか町会の加入につながっていかないというお話も聞いてまして、現在、江東区でマンションを建設するときには、この様々な建設事業者に義務づけをする条例がございまして、この中で必ず建設に当たって事前に町会さんといろんな御相談、協議をしてくださいということをお願ひしています。その中で、町会様のほうから、なるべく居住者の方に町会加入を促してほしいとか、そういったことをしたり、あるいは、私どもの区のほうから、必ず建設後、居住者の方に町会加入するよう強く

あっせんをしてくださいと、そういった形でお願いはしているんですけど、なかなか実はこれが義務づけられない部分が法的にありまして、限界があるところではあるんですけども、そういう形で多分ほかの部署でも、いろいろな形で町会自治会の支援というのはしていきたいというふうに取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○副会長 御説明ありがとうございました。江東区、マンションが多い土地柄で、なお、心理的、物理的に孤立しがちな環境、ここにターゲットを置いた地域づくりは何なのか、また、強制はできないわけで、強制するとさらに遠のいていく、地域を敬遠していく、そういう個人の感情もありますよね。そういった中で、コミュニティーの1つにすぎない、地域コミュニティーですけれども、これをどう新たな形に再生していくか、これは本当に大きな共通課題の1つとして、今、眞貝委員から焦点を当てていただきました。

引き続き考えていくところで、ここはなお、福祉だけの動きではなく、地域振興部はじめ全庁的な動きにもなっていくという御回答でした。

そのほかいかがでしょうか。では、郷委員、お願いします。

○委員 皆様が御発言されているので、私も一言、余計なことかもしれませんが、ちょっと一言話をさせてください。

私の住んでいるところに、豊洲四丁目と言いますが、新しい団地ができて、団地というか、新築というか高層化して新しい団地ということになりまして、過去では町会に属していたんです。ところが、今度新しい団地ができたために、自治会をつくらうということで、昨年来からずっと地域振興課の方といろいろ連携を取りながら、今年の3月に、お願いしますと言ったら、もう1年様子見てくれと。非常に厳しいなと。

ですから、もちろん入ってしまえば後はいろいろと援助していただけるんですけど、審査というのがなかなか厳しいみたいで、ここ1年、今一生懸命頑張って、しっかり実績を積んで、来年の3月にはこれだけのことができますよというのを振興課の方をお願いして認めてもらおうかなというのを今考えています。

それだけのことなんですけど、厳しいなというのが実感でありました。

○副会長 ありがとうございます。なおさら、こういうサテライトづくりというのも、福祉の動きだけじゃないわけですよ。せっかく地域振興部はじめ地域で動いていこうという行政の職員はいるわけですので、そこのまちづくりサイドの動きと一緒にやっていくというのが突破口になっていくのではないかなと改めて思いました。

いかがでしょうか、そのほか。では、田村委員、お願いします。

○委員 田村です。私は障害児と子ども関係をやっておりますが、グループホームをまた最近地域につくろうとしたら、地域の反対が起こって、この障害関係の施設を検討するたびに、実は出てきていることなんです。ですので、どう理解を進めていったらいいのか。このサテライトの城東北部の、ここで少し考えたんですが、私どもも今度亀戸に引っ越しをするんです、1つの施設が。大島には城東特別支援学校もある。地域のそういった施設、それこそ財産、機関を抱えている。そしてそれらがどう連携しているのか。例えばこの地域の方々がどれぐらい知ってくださっているのか。本当に底辺のところからのつながり、理解というところをつくっていききたいな。私どものお母さんたち、やっぱり孤立しているんですよ、同じマンションの中でも。それで、同じうちの施設に通う人がいればほっとされるんです。これが現状で、障害児が、みんなから後ろ指を指されるじゃないですが、その辺りが、どんな子でもともに生きていこうというようなつながりを考えられるような取組が、この底辺のところからほしいなと思いましたが、いかがでしょうか。

○副会長 田村委員、ありがとうございます。偏見、差別、お互い知らないということで、障害ある人となない人がお互い分かり合えないという。それは、結局は教育段階から分離されていて、分離教育というところが根っこにはなっていますよね。というところは、次の議題で障害者の計画がどうなっているのかというところか、地域福祉計画でも考えなければいけないということで議題にさせていただいていますけれども、これはサテライトの動きをつくっていったときに、まさに直面する話題になってくるかなとも思い、お聞きしていました。施設と地域がどうつながるのかというところですよ。そこを一緒に考えていくサポーターがどういう動きをしていくかというところが、サテライトづくりの中では要にならなければいけない部分なんだろうと思われま。1つの意見として今お伺いしましたので、次にまたつながっていくとこ

ろで、皆さんもお考えいただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、またここで一旦切らせていただきますけれども、また最後の議題のところで戻って触れていただいても構いませんので、次の議題に移りたいと思います。

一度、長倉会長にお戻しいたします。

○会長 ありがとうございます。

(6) 江東区高齢者地域包括ケア計画の策定について

(7) 江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について

○会長 それでは、議題6、江東区高齢者地域包括ケア計画の策定についてと、議題7、江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○地域ケア推進課長 地域ケア推進課長の宮澤です。私からは、高齢者地域包括ケア計画について御説明いたします。

資料6-1、江東区高齢者地域包括ケア計画の策定についてを御覧ください。

本計画は高齢福祉部門における区の中期計画となりますが、本年表記の計画の改定作業をしておりますので、これまでの進捗状況を中心に御報告いたします。

1、概要の(1)策定の経緯ですが、本計画は3年を1期とし3年ごとに策定しているもので、現行計画が本年度で終了するため次期計画を策定するものであります。

(2)計画の根拠・位置づけについてです。アに記載のとおり、本計画は、江東区長期計画を上位計画とする部門別計画の1つで、高齢福祉部門における計画となります。また、イに記載のとおり、老人福祉法に定める市町村老人福祉計画及び介護保険法に定める介護保険事業計画を法の定めにより一体的に策定するものであります。さらに、ウに記載のとおり、江東区地域福祉計画と整合を図りながら策定してまいります。

(3)計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間となります。

2、全体構成につきましては、後ほど御説明いたします。

3、基本理念は、「ともに支え合い、健やかに生き生きと暮らせる地域社会の実現」～地域包括ケアシステムの成熟～としております。

4、策定体制についてですが、本計画の策定につきましては、(1)の計画推進会議で主に検討を行っております。当会議のメンバーは、学識経験者のほか、介護認定審査会の代表として医師に御参加いただき、また、町会長など、地域における団体の代表の方、老人クラブや介護事業者団体など、高齢者に関係する団体等の代表者の方、公募区民等もメンバーに入っております。

(2)の庁内推進委員会・幹事会は、原則として計画推進会議の前に行われ、外部委員による検討を行う前に、庁内において事前検討や調整を行う場となります。

次に、資料6-2、第9期江東区高齢者地域包括ケア計画全体構成(案)を御覧ください。

地域計画は全体で6章の構成を予定しております。

第1章は、計画の概要として、計画策定の背景や計画の法的位置づけ、区の各種計画の中での位置づけなど、計画に関する基本的な事項を記載いたします。第2章では、高齢福祉分野において、区が目指すまちの理想像である計画の基本理念を記載いたします。そして、その理想に対しての現状を第3章及び第4章で記載いたします。第3章が高齢福祉一般について、第4章が介護保険に関して記載いたします。第5章では、区が現状の状態から理想の状態を実現する上での課題と、それを解決するための具体的な施策を記載いたします。第6章では、計画を推進していく区の体制について記載いたします。

資料6-3は、計画策定の年間スケジュールとなりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上となります。

○**障害者施策課長** 障害者施策課長の小林と申します。私のほうから、続きまして、議題の7、江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の作成について御説明させていただきます。

お手元の資料7を御覧ください。

今年度、現在の江東区障害者計画、第6期江東区障害福祉計画、第2期江東区障害

児福祉計画が計画の最終年次に当たるため、次期計画の策定を行うものでございます。策定に当たり、昨年度実施いたしました実態調査の結果などを踏まえながら取り組んでまいります。

資料の2、計画の趣旨及び位置づけです。まず、障害者計画は、障害者基本法に定められた障害者施策に関する基本的事項を定めた中長期計画です。障害福祉計画、障害児福祉計画は、基本計画である障害者計画に対する実施計画として定められているもので、3年を1期といたしまして、サービス量の数値目標などを設定いたします。記載にはございませんが、上位計画であります江東区地域福祉計画と整合を図りながら策定を進めてまいります。今申し上げたそれぞれの計画期間につきましては、3に記載のとおりでございます。

続きまして、4、全体構成案ですが、お手元の資料の3ページを御覧ください。第1章の計画策定の基本的考え方から、第4章の施策の方向と展開、第5章、第6章の目標値とサービス見込み、第7章の計画の推進に向けてまで、計画の構成をお示ししております。現在の計画では、計画の推進に向けてが第4章、施策の方向と展開の後でございますが、次期計画の構成案におきましては、全体の流れを考慮いたしまして、最後の第7章に持ってきております。

6の策定スケジュールですが、資料の4ページを御覧ください。

計画等推進協議会をはじめ、江東区庁内の計画推進委員会、幹事会において検討を行っていくとともに、地域自立支援協議会におきましても、計画案等について御意見をいただき、反映させながら、連携して取り組んでまいります。

また、併せて障害者団体等への説明会を行い、10月から11月にかけて素案をまとめ、区民説明会ですとかパブリックコメントを実施いたしまして、来年の2月には最終案の報告を行う予定でございます。

資料戻りまして、2ページを御覧ください。

7の計画策定体制ですが、学識経験者、医師をはじめ、障害者団体代表や施設事業者、公募区民等24名の委員で構成され、総合的な検討を行う計画等推進協議会と、庁内関係部課長で構成され、事前に庁内検討を行う庁内計画推進委員会幹事会において、当事者や専門家など、それぞれのお立場から御意見をいただきながら検討を進めてま

います。

説明は以上です。

○福祉課長 事務局から1点補足をさせていただきます。地域福祉計画は、福祉分野における上位計画という位置づけになっておりますので、福祉分野の個別の計画の状況について今回御報告させていただきました。

なお、高齢、障害分野のほかに、こどもを対象にした江東区こども・子育て支援事業計画がございますが、こちらにつきましては、来年度の改定を予定しております。このため、今回の議題には載っておりませんが、改定する際には本会議においても報告させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思いますので、岡田副会長、進行のほう、よろしく願いいたします。

○副会長 承知いたしました。

今の議題の6、議題の7についての御質問をお受けしたいと思います。挙手にて発言をお願いいたします。では、伊藤委員、お願いします。

○委員 伊藤と申します。今議題6、7の御説明ありがとうございました。先ほどのところとつながっちゃうかもしれないですけど、サービスの中身としてのところは、高齢のほうの地域包括ケア計画もですし、障害のほうの計画に関しても、その中身の部分は検討がすごいなされているのかなと現場にしながら実感できる部分もありながら、そのつながりというんですか、例えば65歳になりました、介護保険に移りますよ、障害者が。でも御本人は、急にサービスに行けるかどうかみたいな。当然法律で年齢で原則的には行くというルールがありながらなんですけども、そこのはさまの部分のつながり方というか、先ほど申しましたように、どうしても健常の方、健常という言い方、ごめんなさい、あえてしますが、生まれてから亡くなるまでの流れがあって、障害をお持ちの方も同じように流れているはずで、いつも隣にいるはずなんですけども、それがうまくいかずに、65になったときだけ急に介護保険にぽんといかざるを得ないとか、なかなかそのつなぎ目というか、理解をしていただく形みたいなのが必要なのかなというのを、この10年ぐらいすごい考えています。

先ほど申しましたように、その中身として、していただいている部分というのは、10年、20年前と全然違くて、障害の方の理解というか、障害の方がサービスを受けやすい状態になっているのは中にいて重々理解しているんですけども、そのサービスの切替えみたいなもの、65になったから高齢のほうのサービスに行ってください。大分よくなってきましたけども、行こうとしても受けてもらえないケースとか、障害分からないので現実的には言われてしまうケースとか、こちら側が65を過ぎても、なかなか障害特性が強いので、障害のサービスを継続したいと思ったときも、原則そっちだからねというお話があったりとか、その辺がうまくつながったりとか、高齢のところと言うと65歳が原則になると思うんですが、そのつながり目みたいなのが、障害のほうと高齢のほうでつながっていくといいなというのを、ちょっと今、説明を受けていて感じました。

以上です。

○岡田副会長 伊藤委員、ありがとうございます。65歳介護保険制度移行問題は、知る人ぞ知る大きな問題ですが、今回、上位計画の地域福祉計画ですから、そのつながっていないところをどうつなげていくか、この議論はいつも以上、いつもというか、着眼していくポイントだということでした。これに関しては、事務局から何か補足説明ありますでしょうか。お願いします。

○障害者施策課長 障害者施策課長です。補足ということではないんですけども、今お話いただいているような内容、それぞれ計画の中に書き込んでいくかという話とは、またちょっと個別のところ、今現在、医療の中で随分進んでいるというふうに御意見いただいたところなんですけど、その現場の皆さんが、高齢部門の方もそうですし、障害部門の方もそうですし、本当に現場の事務所さんのレベルでいろいろ連携を取っていただいてやり取りをしながら何とかつなげるところをつないでいただいているというのが現状かなというふうに思いますので、そういった現状をどうやって区としてバックアップというか、よりスムーズにいけるような仕組みとか、会議体になるのかどうかあれなんですけれども、そういったことも、しっかり現場で起きている問題として受け止めて取り組んでいきたいなというふうには考えてございます。

以上です。

○副会長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。秋山委員、お願いします。

○委員 秋山でございます。この会議でも、先ほど福祉課長がおっしゃった、こども・子育て会議の委員を兼務なさっている方も多いんですけど、そちらでもいろいろと問題になっているんですけども、まず、基本的には、こどもの権利について深めていこうということを今一生懸命考えています。今回、12月ぐらいまでに区民アンケートをするんですけども、それについてもそういった視点も忘れないようにしよう。

今回、社会福祉協議会にしても、高齢者にしても、障害者にしても、そういったそれぞれの個別の計画において、まず、それぞれの対象になる方の人権、眞貝委員もいらっしゃるんですけども、人権、そういった権利について、まず、基本的な考え方をしっかり確立した上で計画を進めていただきたい。我々も、この地域福祉計画を策定するときに、非常にその問題については検討してきたんだと思っております。まず、その1点、御要望として上げさせていただきたいというふうに思っています。

もう1点だけ。今、江東区にはこども・子育て、いわゆる子家センですね、それが8か所、それから児童館が18か所ありまして、今キッズクラブができて、児童館が午前中とか午後の早い時間が空いて、いろいろと使用方法について再検討されているということは伺っておりますけれども、先ほどのサテライトにしても、どういう施設をどういうふうにするかは非常に難しいですよ。なかなか思うところに思うような施設がない。出張のカフェですか、そういったのをいろんなところでやったりしていらっしゃいますよね。そういったところも含めて、江東区内にあるいろいろな施設、その融合とか効率的な使い方、そういったことを考えていく必要がこれからあるんだろうと。担当課でもそういったことは考えていらっしゃるというふうに言っておりますけれども、そのところをいろいろとこれから個別の計画をする上では御考慮いただければというふうに思います。

以上です。

○副会長 秋山委員、ありがとうございます。今、こどもの権利、それは個別計画で深めて計画化していますが、それを進めていくときにはこども関係者だけでは進められないんですよ。そこを広げて、地域福祉計画でも進めていく。また、せっかく様々

な社会資源、すばらしい動きができていのに、それが個別計画で、言わば縦割りですよね、それがどう融合していくかというところの問題を指摘していただきました。それは、地域ごとにとりいう動きにはなっていくと思いますので、また、地域ごとで閉じてはいけないわけなので、様々なリンク、有機的な連携というのをどう進めていくかが、今回の議論の大きなポイントとして浮かび上がったかなと思います。

今、議題の6、地域包括ケア計画、高齢者地域包括ケア計画、江東区では呼び名ですが、こちらは第9期の介護保険制度の計画とともに、高齢者の計画が合わさっての計画、これが今回、地域共生社会、地域福祉の文脈でリニューアルさせていこうという、そういう大きな転換点になっています。これも先ほどのお話と一緒になんですが、高齢者の動き、高齢者福祉の動きだけで、結局、高齢者福祉も進められないわけですし、地域づくりはなおさらそうですよね。そういったことでリニューアルしていこうという段階です。

また、江東区の障害者関係の計画、これも田村委員の御発言に関係するんですが、障害者権利条約を日本が批准して、初めて国連から審査勧告を受けたのが去年でしたでしょうか。とても厳しい意見をいただいている、根っこに分離教育をどうするのかという、本当のインクルーシブ社会をどうつくっていくのかというのが、今回計画でアンサーしていく、そういう重要な障害者関連の計画になっています。そして、来年は、こども計画がかなり大きく変化するという、こういった中で地域福祉計画は上位計画ですので、そういった個別計画の動きをキャッチするとともに、また、こちらの動きもお伝えしていくということで、今回、事務局として各個別計画で中核で動いてくださっている職員の方々がここに入っている意味はお分かりいただけるのではないかなと思います。必要な情報を事務局として、こちらの会議にもどんどん伝えていただければと思います。

今日の議題は一通り御説明いただいたんですが、お話できなかったところは、意見シートにお書きください。そのほか、今、この場で申し上げておきたいということがありましたら御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。特には、よろしいでしょうか。

それでは、長倉会長にお戻しいたします。

○会長 ありがとうございます。皆さんの活発な御意見頂戴しまして、ありがとうございます。岡田副会長の進行もスムーズで、時間どおり進めていただけたと思います。ありがとうございます。

議題は以上になりますけれども、事務局より何かありますでしょうか。

○福祉課長 事務連絡を3点申し上げます。

1点目は、謝礼金の請求書についてです。会場にお越しいただいた委員で、まだ御提出がお済みでない方は、お帰りの際に事務局職員にお渡しください。また、Zoom参加の委員は、後日御郵送ください。

2点目は、先ほど副会長にもお話ありましたが、意見シートについてです。本日の会議で御説明した内容につきまして御意見等ございます場合には、意見シートにて、9月5日の火曜日までに事務局に御提出ください。なお、意見シートはメールでお送りすることも可能です。メールでの送付を御希望される際は、お帰りの際に、事務局職員までお声かけください。

最後に、次回の会議についてです。次回、令和5年度第2回目の会議は、詳細な日程まだ決まっておりますが、3月の末頃を予定しております。日程が決まり次第、メールまたはファクスにてお知らせいたします。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。

3 閉会

○会長 それでは、この会議の中でまだ言い足りなかったとか、あと、後からこういう意見もあるんじゃないかなとか、こういう考え方もあるのかなとか、皆様の御活動の中でお気づきの点等ありましたら、事務局のほうに9月5日までという締切りになっておりますけれども、御意見のほうをどんどんお寄せいただければ、また、計画のほうにも反映させられると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、様々な御意見を頂戴いたしましたことを感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

午後 3 時 28 分 閉会